

令和4年4月1日から 水道料金を改定します

水道事業を将来にわたり安定的に継続していくために、料金改定を行います。

※今回は下水道使用料の改定はありません。

安心・安全な
水道をめざして



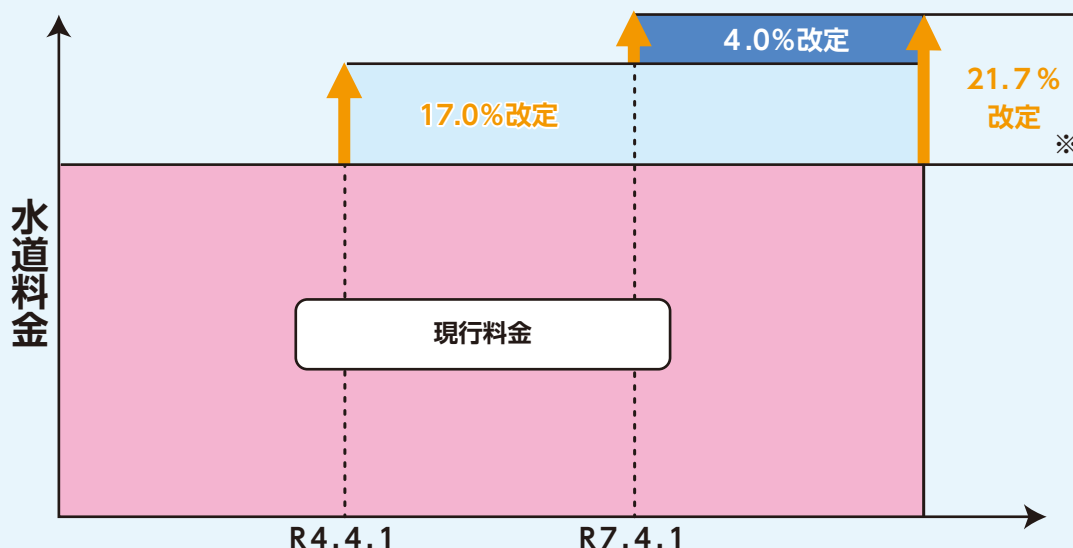
主な改定内容

平均改定率21.7%程度の改定を行います。なお、市民生活や企業活動への急激な負担の増加を緩和するため、**2段階**で改定を行います。

9月市議会で
可決されました

1回目 令和4年4月1日から 平均 **17.0%程度**の改定

2回目 令和7年4月1日から 平均 **4.0%程度**の改定



※17.0%改定後の料金から、4.0%改定するため、 $117.0\% \times 104.0\%$ で121.68%となり、現行料金から21.7%程度の改定になります。

新料金の適用時期

令和4年3月31日以前から使用している場合、料金改定後初めての検針は現行の料金を適用し、2回目以降の検針分について新料金を適用します。

引っ越し等により、令和4年4月1日以降に使用開始した場合、初めての検針から新料金が適用されます。

令和4年3月31日以前から使用している場合

検針月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
偶数月	← 現行料金 →	← 現行料金 →	← 現行料金 →	← 新料金 →	← 新料金 →	← 新料金 →
奇数月		← 現行料金 →	← 現行料金 →	← 現行料金 →	← 新料金 →	← 新料金 →

令和4年4月1日改定

※検針月は地域によって、偶数月と奇数月に分かれます。
検針票をご確認ください。

お問い合わせ先

前橋市水道局 経営企画課 経営企画係

電話：027-898-3014・3013（直通） 所在：前橋市岩神町三丁目13番15号 水道局庁舎3階

ホームページ：<https://www.city.maebashi.gunma.jp/>



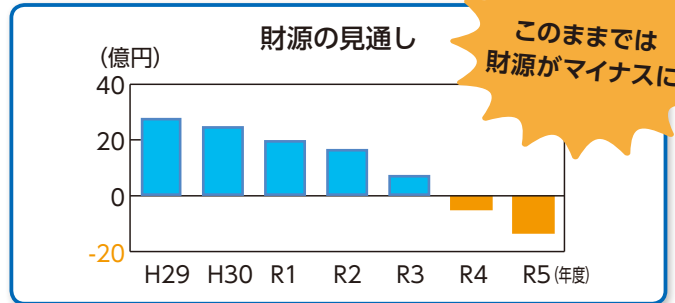
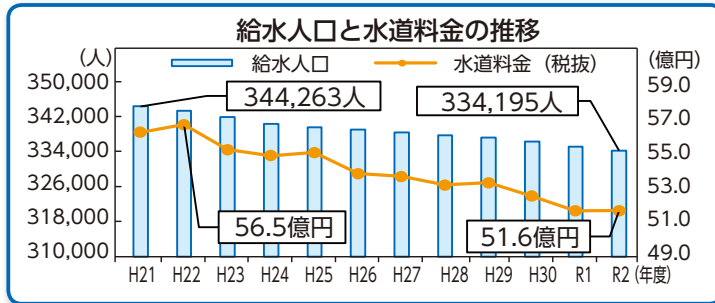
料金改定の主な理由



1. 水道料金収入の減少

水道料金収入は、平成22年度をピークに人口の減少や節水機器の普及により減少傾向にあります。

業務の民間委託や職員数の削減などの経費削減に努め、20年以上、水道料金を据え置いてきましたが、このままでは令和4年度に財源が不足する見通しとなっています。

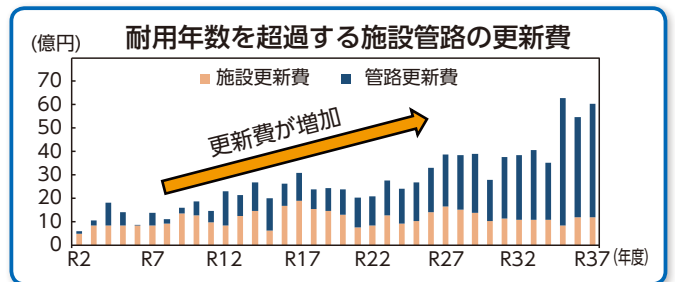


このままでは財源がマイナスに

2. 老朽化する施設の更新

水道管など高度経済成長期以降に整備した水道施設の老朽化が進んでいます。

老朽化した施設を適正に更新するためにも多大な更新費が必要となります。



..... 料金改定を行い老朽化した水道施設の更新を

改定後の主な取り組み

1. 水道施設の計画的な更新



● 管路の耐震化

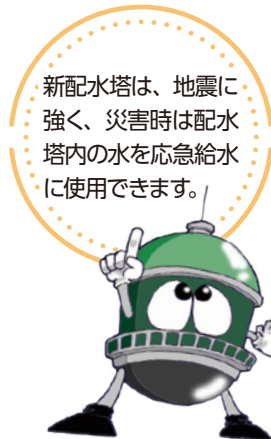
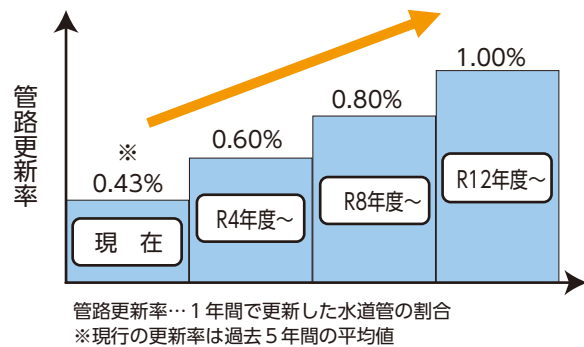
災害時の避難拠点となる施設等への管路の耐震化をすすめます。

● 管路更新率の引き上げ

管路更新率を1.00%に引き上げることで、実耐用年数の100年ペースで水道管を更新します。

● 浄水場等水道施設の更新

施設の適切な更新を行うことで、安定した水道水の供給や災害対策を行います。



令和2年度に新配水塔完成。引き続き敷島浄水場内の配水池の更新や市内の水道施設の更新を行います。

2. 災害時に備えた資金の確保

大規模な災害等の発生時に、収入が無くても水道水を3か月間供給するための維持管理経費として、繰越財源8億円を令和7年度末に確保します。

..... 計画的な更新で災害に強い水道に

料金表の主な変更内容

見直しのポイント

- ① 一般家庭への配慮…… 口径25mm以下の基本水量（使用水量8m³/月まで従量料金0円）を継続
- ② 大量使用者への配慮…… 多く水を使用すると従量単価が安くなる体系の継続
- ③ 安定した事業運営…… 基本料金を見直し、口径に見合った維持管理費の確保



1 基本水量の見直し

水道導入当初、水の使用を促すため使用水量8m³/月まで従量料金を0円としていましたが、現在の普及率は99.9%であり、目的を達したと考え廃止します。ただし、**一般家庭の使用割合が多い口径25mm以下については引き続き8m³まで0円とします。**

2 従量区分の見直し

現在、使用水量3,001m³/月以上の場合、従量料金が段階的に安くなりますが、該当件数は全体の約0.01%と非常に少ない状況です。しかし、**大量使用者の負担を考慮し廃止せず**に区分を1つにまとめて継続します。

3 基本料金を見直し

口径が大きくなるほど多くの維持管理経費がかかるため、**口径に見合った基本料金単価に見直します。**

なお、改定後の基本料金は、県内でも比較的安く設定しています。

- ※1 沼田市は口径100mmがないため除いて算出
- ※2 沼田市、藤岡市、富岡市、みどり市は口径150mmがないため除いて算出

メーター口径	基本料金（1か月、税抜）			県内11市平均
	現行	R4.4.1から	R7.4.1から	
13mm	800円	930円	970円	847円
20mm	910円	1,060円	1,105円	1,327円
25mm	940円	1,095円	1,140円	2,145円
30mm	1,100円	1,200円	1,300円	3,530円
40mm	1,440円	1,670円	1,800円	6,619円
50mm	2,720円	3,410円	3,600円	11,245円
75mm	3,350円	12,000円	13,000円	27,492円
100mm	4,510円	16,300円	17,000円	* ¹ 53,605円
150mm	8,310円	45,100円	47,000円	* ² 105,221円

改定後の水道料金（1か月分の税込額）

●主に一般家庭用

メーター口径	平均的な使用水量	現行料金	新料金	
			R 4.4.1 から	R 7.4.1 から
13mm	15m ³	1,734円	2,024円	2,106円
20mm	20m ³	2,466円	2,882円	2,997円
25mm	40m ³	5,304円	6,198円	6,446円

値上げ額	
現行⇒R 4	R 4⇒R 7
+290円	+82円
+416円	+115円
+894円	+248円

●主に店舗などの事業用

メーター口径	平均的な使用水量	現行料金	新料金	
			R 4.4.1 から	R 7.4.1 から
30mm	110m ³	18,878円	22,422円	23,353円
40mm	150m ³	27,128円	32,223円	33,539円
50mm	290m ³	56,102円	66,631円	69,245円

値上げ額	
現行⇒R 4	R 4⇒R 7
+3,544円	+931円
+5,095円	+1,316円
+10,529円	+2,614円

●主に学校や工場などの事業用

メーター口径	平均的な使用水量	現行料金	新料金	
			R 4.4.1 から	R 7.4.1 から
75mm	670m ³	139,350円	168,348円	175,197円
100mm	830m ³	175,474円	211,974円	219,901円
150mm	2,150m ³	467,150円	564,546円	585,409円

値上げ額	
現行⇒R 4	R 4⇒R 7
+28,998円	+6,849円
+36,500円	+7,927円
+97,396円	+20,863円

水道料金は2か月分まとめて請求されます。下水道を使用の方は、下水道使用料が加算されます。

新しい水道料金表

● 令和4年4月1日から（1か月、税抜額）

用途及び メーター口径	基本料金	従量料金（円/㎡）						
		1～ 8㎡	9～ 30㎡	31～ 50㎡	51～ 300㎡	301～ 3,000㎡	3,001㎡～	
一般用	13mm	930円	0円	130円	168円	211円	221円	195円
	20mm	1,060円						
	25mm	1,095円						
	30mm	1,200円	38円					
	40mm	1,670円						
	50mm	3,410円						
	75mm	12,000円						
	100mm	16,300円						
150mm	45,100円							

～水道料金の支払額の計算方法～

下水道を使用の方は、下水道使用料が加算されます。

口径20mmで2か月40㎡使用した場合（水道料金は2か月分まとめて請求されます）
 {基本料金 1,060円×2か月+（従量料金16㎡※×0円+24㎡×130円）}×消費税
 = 5,764円

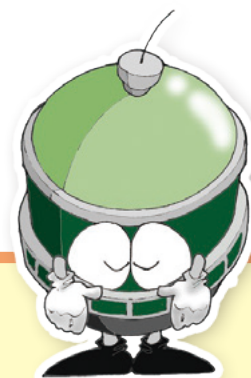
※2か月分のため従量料金は、口径20mmの場合16㎡までは単価0円、17㎡から60㎡までは単価130円になります。

● 令和7年4月1日から（1か月、税抜額）

用途及び メーター口径	基本料金	従量料金（円/㎡）						
		1～ 8㎡	9～ 30㎡	31～ 50㎡	51～ 300㎡	301～ 3,000㎡	3,001㎡ ～	
一般用	13mm	970円	0円	135円	175円	219円	229円	203円
	20mm	1,105円						
	25mm	1,140円						
	30mm	1,300円	40円					
	40mm	1,800円						
	50mm	3,600円						
	75mm	13,000円						
	100mm	17,000円						
150mm	47,000円							

令和7年4月1日から
こちらの料金表に
変わります。

※浴場業用や畑地かんがい用などの一般用以外の水道料金表は別になります。
 詳細はホームページをご覧ください。



災害に強く、安全な水道を維持していくために、使用者の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、より一層の経費削減やサービス向上に努めてまいりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。